

若手職員・若手チームの取組みを表彰します



かながわ福祉みらい賞

かながわ福祉みらい賞は、県内の社会福祉施設等において、
利用者の直接支援業務に携わる若い福祉従事者で、業務上有益な創意工夫や改善、
支援方法の優れた取組み等により、
他の社会福祉施設等の目標や模範となるような功績があった方等を表彰します。

対象

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等において、利用者の直接支援業務に従事している者又はチーム等の団体

個人表彰要件

- 1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等の者
- 2) 年齢40歳未満
- 3) 在職期間が常勤職員として通算7年以上
- 4) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

団体表彰要件

- 1) 介護職員、生活支援員、児童指導員等を過半数とする団体
- 2) 代表者を含む過半数が40歳未満
- 3) 研究発表、地域貢献、人材育成等の取組みにおいて、他の社会福祉施設等の目標・模範となり、対外的にも顕著な功績があること

中止した令和3年度表彰を考慮

新型コロナウイルス感染防止のため、令和3年度の表彰を中止したことを考慮し今年度の表彰要件等を変更します。詳しくは下記、県ホームページをご覧ください。

推薦方法

県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/hyosho/1>)をご確認の上、所定の推薦書を次の期日までにお送りください。

提出
期限

令和4年6月10日(金) 必着

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課福祉介護人材グループ
☎(045)210-1111(内線)4769 FAX(045)210-8874

神奈川県介護賞 ～もらった笑顔・伝えたい感謝～

神奈川県社会福祉関係者等表彰

介護賞・社会福祉関係者等表彰は、
県内において多年にわたり介護等の社会福祉事業に携わり、
献身的に働いている方々の業績をたたえ、ご本人を表彰するとともに、
広く介護に従事する方々の励みとしていただくため、創設した表彰です。



神奈川県介護賞

表彰要件

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等で、介護職員、生活支援員、児童指導員等として介護業務に現に従事している者

- 1) 業務従事期間20年以上かつ、県内従事期間10年以上
- 2) 年齢40歳以上
- 3) 次のいずれかの表彰を受賞している者
 - 神奈川県社会福祉関係者等表彰 ● 神奈川県ホームヘルパー表彰
 - 指定都市長又は中核市長の社会福祉功労者表彰
 - 神奈川県職員ほう賞又は神奈川県職員功績賞 ● 市町村長の職員表彰

中止した
令和3年度
表彰を考慮

新型コロナウイルス感染防止のため、令和3年度の表彰を中止したことを考慮し今年度の表彰要件等を変更します。詳しくは下記、県ホームページをご覧ください。

社会福祉関係者等表彰

表彰要件

- 1) 社会福祉施設等の長又は社会福祉法人役員… 15年以上(施設の長歴2年以上)
 - 2) 社会福祉団体等役員… 15年以上
 - 3) 社会福祉施設等従事者… 15・20年以上
 - 4) ボランティア活動… 10年以上
- ※1)～3)については、社会福祉の功労による市町村長表彰又は神奈川県社会福祉協議会会長表彰の受賞者かつ、年齢40歳以上の方

中止した
令和3年度
表彰を考慮

新型コロナウイルス感染防止のため、令和3年度の表彰を中止したことを考慮し今年度の表彰要件等を変更します。詳しくは下記、県ホームページをご覧ください。

推薦方法

県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/hyosho/1>)をご確認の上、所定の推薦書を次の期日までにお送りください。

提出
期限

令和4年6月10日(金) 必着

■問合せ先 / 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

(神奈川県社会福祉関係者等表彰に関すること)
地域福祉グループ
☎(045)210-1111(内線)4753 FAX(045)210-8874

(神奈川県介護賞に関すること)
福祉介護人材グループ
☎(045)210-1111(内線)4769 FAX(045)210-8874